

随意契約理由書

1 案件名称

福第2住宅1号館設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 総合計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、本監理業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 総合計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においても、プロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

川辺小学校増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

田村建築設計事務所 田村博一

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

田村建築設計事務所 田村博一は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

鯉江東小学校増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 小西設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社小西設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪プール天井改修その他工事設計（建築・設備）業務委託2

2 契約の相手方

株式会社東畑建築事務所

3 随意契約理由

本業務は、大阪プール（1996年度建築）における特定天井の改修工事及び同時施工する設備の全面改修工事の積算業務及び発注用図面の作成を行うものである。

当該施設の天井は、直径100mの円形無柱空間に架けられており、上に凸の曲線を持つ吊ケーブル群と下に凸の曲線を持つ抑えケーブル群との相互緊張によってケーブルの補剛効果を得るケーブルネット構造を基本とし、要所を圧縮材で補剛し、剛性を高める複合ケーブルネット構造を用いた特殊な吊構造である。また、このケーブルは、円形の建物周囲に配置されている外周柱より伸びたプレキャスト片持梁に支持されており、この片持梁部分にもアルミ板による天井が設置されているなど、特殊な構造の施設である。

この屋根形状に合わせた天井は、夏期のプール、冬期のアイススケートリンクとしての利用が可能な機能が備えられており、照明設備については、競技種目に応じた十分な照度が確保できるように計画され、特に観覧席の照度が最適な状態になるよう十分に検討されている。また、音響設備については、プール、スケートリンクや観客席部分に対し、均一で明瞭度の高い放送が行えるよう巨大な空間に特化した音響設計がなされている。

当該施設の天井改修と設備改修の全面改修を設計するためには、建設当時の設計条件及び施設利用コンセプトを熟知し、構造、意匠、積算及び設備の設計、積算の全てにおいて高い設計技術力を有する業者に行わせる必要がある。

上記業者は、当該施設の設計事務所であり、当該施設の構造を熟知しているうえ、他者が持ち合わせていない設計条件等の有用なデータを保有しており、照明機能や音響水準等を維持するための設計技術力を有する唯一の業者である。また、上記業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となることから上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ（電話番号 06-6208-7875）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川体育館天井改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 スペースクリエーション

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 スペースクリエーションは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（本庁）
（電話番号 06-6208-7844）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲障がい者スポーツセンター非常用発電設備改修工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 総合計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 総合計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6208-9624)

随意契約理由書

1 案件名称

水都国際中学校・高等学校(西学舎)建設その他設備工事第2次設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

㈱昭和設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、㈱昭和設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課(設備グループ)(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

平尾小学校増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 前田都市設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社前田都市設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称)小中一貫校(中之島西部地域)整備工事設計変更設計(建築・設備)業務委託

2 契約の相手方

(株)久米設計 大阪支社

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる

また、(株)久米設計 大阪支社であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9335)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴町第2住宅2号館設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株)総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)総合設備コンサルタントは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉六反東住宅1・2号館解体撤去工事外1件監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社 岡田建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 岡田建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9248)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川体育館天井改修設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社総合計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社総合計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6208-9624)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴ヶ丘住宅2・4・7・8号館昇降路増築工事監理業務委託

2 契約の相手方

(株)綜企画設計 大阪支店

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)綜企画設計 大阪支店は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9247)

随意契約理由書

1 案件名称

千島住宅1～4号館解体撤去工事外1件監理業務委託

2 契約の相手方

(有)検見崎建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(有)検見崎建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9247)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉小学校増築その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社中央設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社中央設備コンサルタントは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 (設備グループ)

(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

川辺小学校増築その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 三省設備設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 三省設備設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（設備グループ）

（電話番号 06-6208-9365）

随意契約理由書

1 案件名称

鯉江東小学校増築その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

(株)三省設備設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)三省設備設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 (設備グループ)

(電話番号 06-6208-9365)